



# News Letter

平成30年4月20日  
発行  
第58号

## 労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

高橋 勉

### 夜勤専従者の有給休暇の付与日数

病棟勤務の看護(補助)職で、夜勤を専門に担当していただける職員もおりますが、この場合の有給休暇の付与を貴院ではどうされているのでしょうか？

労働法では休日を原則として暦日休日制(午前0時から午後12時までの24時間)をとっています。したがって1勤務16時間隔日勤務など、1勤務が2暦日にわたる場合は、原則通り暦日制が適用されて、年次有給休暇の付与についても、その1勤務(16時間夜勤)の免除が2労働日の年次有給休暇の付与とされます(昭26.9.26基収第3964号、昭33.2.13基発第90号)。なお、この場合の手当(年休取得時の賃金)については、2労働日分の平均賃金などを支給しなければなりません。これは結局、夜勤専従者の場合は1夜勤分(16時間夜勤分)に相当します。

ただし、「8時間3交代制勤務の2暦日にまたがる交替番および常夜勤勤務」の場合は、暦日制の原則を適用すると著しく不合理な結果となるため、勤務時間を含む継続24時間を1労働日とします(昭26.9.26基収第3964号)。この行政解釈の「常夜勤勤務」は、工場などの8時間3交代勤務における夜勤のみを行う者のことです。

いつかは  
お役に  
立ちます

## 労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

秋元 譲

### Q. 本年度のIT補助金(サービス等生産性向上IT導入支援補助金)の募集は？

A. 昨年度、こちらのニュースレターにてIT補助金のご案内をさせていただきましたが、既に公募は終了しております。本年度、改めて予算が組まれ、4月28日から6月4日に一次公募が開始されます。

IT補助金は生産性の向上を目的として、ITツールを導入する事業者の方々に補助金を支給する制度で医療機関においては、電子カルテ、医事会計システム、再来受付機の導入等が対象で最大50万円、補助率は対象経費の1/2です。導入するシステムが決まれば、登録されたIT支援事業者に申請支援もして頂けるという比較的取り組みやすい補助金ですので、興味のある方はIT導入支援事業コールセンター0570-000-429または当センターまでご相談ください。

### お詫びと訂正

平成30年3月20日発行第56号の「労務管理実務Q&A」にて、「就業規則や慶弔金規定で支給要件が決められている場合は賃金とみなされますので、労働保険料や社会保険料の算定対象となってしまいます。」と掲載しましたが、正しくは、「見舞金や慶弔金は、賃金とみなされた場合でも労働保険料や社会保険料の算定対象となりません。」訂正させていただきます。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116  
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail: iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp